

- 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 2 号厚生労働省医政局長通知）本文、別紙及び別記様式

新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 改正の内容 1 （略） 2 再編計画に関する事項 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の地方厚生（支）局長（以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。 当該認定に係る手続等については、次に掲げるとおりとすること。 なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号）の施行に伴い、再編計画の認定を受け	第 2 改正の内容 1 （略） 2 再編計画に関する事項 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の地方厚生（支）局長（以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。 当該認定に係る手続等については、次に掲げるとおりとすること。 なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号）の施行に伴い、再編計画の認定を受け

た医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発 0528 第4号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）の施行に伴い、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和4年4月1日付け医政発 0401 第25号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

その他、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成15年10月1日厚生労働大臣認可）に基づき、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき行う再編等に係る貸付けについて、複数医療機関の再編等に係る優遇措置の適用を受けることができる。その詳細については、別紙2を参照すること。

（1）再編計画の認定

た医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発 0528 第4号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

（1）再編計画の認定

① 再編計画の認定の申請書類

再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、地方厚生（支）局長は、次に掲げる書類のほか、再編計画が④に掲げる要件に適合するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

なお、申請する再編計画（②エ及びオに掲げる事項に係る部分を除く。）は、あらかじめ医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合（以下「地域医療構想調整会議」という。）に提出し、その協議を経たものでなければならない。
なお、当該再編計画について、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、都道府県医療審議会で議論を行う必要がある場合においては、あらかじめ議論を経た上で、申請書類を提出すること。

ア～カ （略）

②～⑥ （略）

（2）～（4）（略）

① 再編計画の認定の申請書類

再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、地方厚生（支）局長は、次に掲げる書類のほか、再編計画が④に掲げる要件に適合するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

なお、申請する再編計画（②エ及びオに掲げる事項に係る部分を除く。）は、あらかじめ医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合（以下「地域医療構想調整会議」という。）に提出し、その協議を経たものでなければならない。

ア～カ （略）

②～⑥ （略）

（2）～（4）（略）

別紙 1 法第 12 条の 2 の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き (略) (1) (略) (2) 事前の地域医療構想調整会議での合意 申請に<u>当たって</u>、別記様式第 1 の別紙 1 に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。<u>なお、当該再編計画について、「地域医療構想の進め方について」(平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)(以下「平成 30 年通知」という。)等に基づき、都道府県医療審議会で議論を行う必要がある場合においては、あらかじめ議論を経た上で、申請書類を提出すること。</u> (3) (略) 第 2 認定再編計画の変更手続き (1) (略) (2) 事前の地域医療構想調整会議での合意	別紙 法第 12 条の 2 の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き (略) (1) (略) (2) 事前の地域医療構想調整会議での合意 申請に<u>あたって</u>、別記様式第 1 の別紙 1 に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。 (3) (略) 第 2 認定再編計画の変更手続き (1) (略) (2) 事前の地域医療構想調整会議での合意
--	--

変更申請に<u>当たって</u>、変更する再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。<u>なお、当該再編計画について、平成 30 年通知等に基づき、都道府県医療審議会で議論を行う必要がある場合においては、あらかじめ議論を経た上で、申請書類を提出すること。</u> (3) 申請書の提出方法 (略) ①～④ (略) ※ 1 (略) ※ 2 土地の概要が分かる書類に<u>当たっては</u>、(略) ※ 3 建物の概要が分かる書類に<u>当たっては</u>、(略) 第 3 認定再編計画の軽微な変更の手続き (1) ～ (2) (略) ①～③ (略) ※ 1 土地の概要が分かる書類に<u>当たっては</u>、(略) ※ 2 建物の概要が分かる書類に<u>当たっては</u>、(略) 第 4 (略)	変更申請に<u>あたって</u>、変更する再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。 (3) 申請書の提出方法 (略) ①～④ (略) ※ 1 (略) ※ 2 土地の概要が分かる書類に<u>あたっては</u> (略) ※ 3 建物の概要が分かる書類に<u>あたっては</u> (略) 第 3 認定再編計画の軽微な変更の手続き (1) ～ (2) (略) ①～③ (略) ※ 1 土地の概要が分かる書類に<u>あたっては</u> (略) ※ 2 建物の概要が分かる書類に<u>あたっては</u> (略) 第 4 (略)
---	--

別記様式第 1 (略) 添付書類目次 (略) ※ 1 ～ 3 (略) ※ 4 土地の概要が分かる書類に<u>当たっては</u>、登記事項証明書を添付<u>すること</u>。 ※ 5 建物の概要が分かる書類に<u>当たっては</u>、建設にかかる基本的な計画等の書類を添付<u>すること</u>。	別記様式第 1 (略) 添付書類目次 (略) ※ 1 ～ 3 (略) ※ 4 土地の概要が分かる書類に<u>あたっては</u>登記事項証明書を添付<u>すること</u>。 ※ 5 建物の概要が分かる書類に<u>あたっては</u>建設にかかる基本的な計画等の書類を添付<u>すること</u>。
--	--

別紙2



独立行政法人福祉医療機構

2023.3

福祉医療貸付部

複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ

当機構では地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、再編計画の認定を受けた医療機関に対して、優遇融資を実施しております。

（新築資金及び増改築資金）

主な融資条件	優遇措置の内容
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に拠る）
貸付利率 ^{※1}	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （貯蓄型融資 ^{※2} ） ^{※2}
限度額	所要額の95%
償還期間（うち据置期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）

（長期運転資金）

主な融資条件	優遇措置の内容
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に拠る）
貸付利率	（病院）0.70%（有床診療所）0.70%
限度額	（病院）5億円（有床診療所）3億円
償還期間（うち据置期間）	10年以内（4年以内）

※1 令和5年3月1日時点：償還期間20年完全固定金利制度の場合

※2 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限り、適用します。

※3 利率は、融資実行（金融消費貸付契約締結）時の利率を適用します。

※4 廃止される病院の残債に対してのこの融資の場合は、さらに優遇されたメニューがございます。

※5 取扱期限は、令和6年3月31日までとなります。

●この融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必須となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

●開設地が東日本（北海道～三重県）：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940
医療審査課 FAX 03-3438-0659
融資相談係

●開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240
融資相談係

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

（新設）